

主な農業用減価償却資産の耐用年数表

☆ 平成20年度の税制改正において、「機械及び装置」を中心に、資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数が見直されました。農業においては、「機械および装置」が「農業用設備」として、すべて耐用年数7年となりました。また、「構築物」、「生物」についても耐用年数の変更がありました。耐用年数6年、7年、14年、17年の償却率は、新定額法（H19.4.1以後取得）と旧定額法（H19.3.31以前取得）とでは率が異なりますので、ご注意ください。（下記償却率を参照）

種 類	用途・構造		主なもの	旧耐用年数	新耐用年数
建 物	木造		倉庫、作業場	15	15
	簡易建物		堀建造、仮設	7	7
	金 属 造	骨格材の肉厚が4mm超	倉庫、作業場	31	31
		骨格材の肉厚が3mm超4mm以下	倉庫、作業場	24	24
		骨格材の肉厚が3mm以下	倉庫、作業場	17	17
	れんが造、石造、ブロック造		倉庫、作業場	34	34
	鉄筋コンクリート造		倉庫、作業場	38	38
構築物	主として金属造(基礎工事あり)		ビニールハウス	15	14
	主として木造造(基礎工事あり)		ビニールハウス	5	5
	主として金属造(基礎工事なし)		ビニールハウス	15	10
	主として木造造(基礎工事なし)		ビニールハウス	5	5
	主としてコンクリート造、ブロック造		農用井戸、あぜ、用水路等	20	17
	主として金属造		農用井戸等	15	14
	主として木造		果樹又は農用井戸等	5	5
	土管を主とする		暗渠、農用井戸等	10	10
農機具	トラクター		乗用型	8	7
	耕耘機整地用機具		ブラウ、あぜ塗り機等	8	7
	栽培管理用機具		田植機、移植機、管理機等	5	7
	防除用機具		散粉機、噴霧機等	5	7
	穀類収穫調整用機具	バインダー、収穫機等	5	7	
		コンバイン、粃摺り機等	8	7	
	運搬用機具		動力運搬機、トレーラー	4	7
	その他		その他	5	7
	車 両	一般用	軽トラック（軽自動車）	4	4
普通トラック（ダンプ式）			4	4	
普通トラック（普通貨物）			5	5	
上記以外			6	6	
生 物	牛	繁殖用和牛	5	6	
		乳牛	4	4	

償却率表	耐用年数	4	5	6	7	10	14	15	17	24	31	34	38
	償却率（新定額） H19. 4. 1 以後取得	0.250	0.200	0.167	0. 143	0.100	0.072	0.067	0.059	0.04 2	0.033	0.030	0.027
	償却率（旧定額） H19. 3. 31 以前取得	0.250	0.200	0.166	0. 142	0.100	0.071	0.066	0.058	0.042	0.033	0.030	0.027

保存しておく書類（平成26年1月からは、個人で事業を行う全ての方が、
記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。）

収支計算を行うためには、貯金通帳を中心に、色々な証明書類を保存することが不可欠です。保存した書類は、所得計算の根拠であり、また、ご自身で申告した内容を立証するものですから、書類が残っていないと、結果的にご自身が不利益(経費不参入)を被ることにもなりかねません。書類の保存期間は次のとおりです。

(所得税法で定められています。)

帳簿・申告関係書類	7年	申告書や収支内訳書の控は必ず保存してください。
預貯金通帳		【注】穴のあいた古い通帳も保存してください。
その他の書類	5年	収支と経費を証明する書類（領収書など）

なお、申告年分ごとに整理し、紙袋や段ボールなどに入れて保存すると良いでしょう。

農業の収支内訳書の書き方について（令和 7 年分）

『農業所得について』

農業所得とは、米、麦、野菜、花、果樹、まゆなどの栽培若しくは生産又は農家が兼営する家畜、家きんなどの育成、肥育、採卵若しくは酪農品の生産などの事業から生ずる所得です。

『農業所得の計算式』

$$\text{総収入額} - \text{必要経費} = \text{農業所得の金額}$$

●各科目の具体例等

科 目		具 体 例	
収 入	販 売 金 額	①	水稻の販売金額と水稻以外の野菜等の販売金額
	家 事 消 費 等	②	家族で農作物を消費したり親戚・知人等に贈答したもの。
金 額	雑 収 入	③	・国等から支給される助成金等 ・農協や市場など出荷先から支払われる出荷奨励金 ・農作物の収穫が減少したことにより収益の補償として受け取る共済金 ・市場価格が下落した時に、収益の補償として受け取る「野菜・鶏卵などの価格差補てん金」「肉子牛生産者補給金」 ・水稻農家が収益の補償として受け取る交付金 ・他の農家から受け取った農作業の受託料
	雇 人 費	⑧	常雇、臨時雇人などの労賃及び賄費等
経 費	小作料・賃貸料	⑨	小作料…農地を借りている場合に払う賃借料 賃借料…農地以外の農業用土地、建物・農機具の賃借料。ライスセンター（カントリー）など共同施設利用料など。
	減 価 償 却 費	⑩	農業用建物、施設、農機具、車両、備品及び生物などで使用可能期間が1年以上で、取得価格が10万円以上のものについて所定の方法によって計算した金額
	貸 倒 金	⑪	売掛金などについて販売代金が回収不能となった場合の貸倒損失
	利 子 割 引 料	⑫	近代化資金の借入金利息など、農業用の借入金の支払利息
	租 税 公 課	イ	租税：農業用車両の自動車税、農業用家屋・土地の固定資産税等（所得税・国保税等は経費にならない） 公課：水利費、農協の組合費等
	種 苗 費	ロ	種子、苗、種いも等の購入費用
	素 畜 費	ハ	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
	肥 料 費	ニ	肥料、飼料の購入費用。（自給分については収穫した時の価格によって記入します。）
	飼 料 費	ホ	
	農 具 費	ヘ	くわ、かまなど使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の農具の購入費用
費	農 薬 衛 生 費	ト	農薬の購入費用やヘリコプター共同防除の負担金 家畜等に係る消毒、獣医の診療、治療の費用及び薬剤の購入費用
	諸 材 料 費	チ	防風寒資材、ロープ等農具以外の道具購入費用
	修 繕 費	リ	農材具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
	動 力 光 熱 費	ヌ	電気代、水道代、灯油ガソリン等の農業に要した費用分で、 家事用は農業の経費になりません。
	作 業 用 衣 料 費	ル	農作業をするための作業衣、軍手等購入費用
	農 業 共 済 掛 金	ヲ	水稻、家畜などに係る共済掛金、価格損失補てんのための負担金など
	荷造運賃手数料	ワ	出荷の際の包装費用、運賃や出荷機関に支払う手数料
	土 地 改 良 費	カ	土地改良事業（10a当たり1万円以下）の費用や客土の費用
	雑 費	ツ	農業経営に関して支出した上記以外の費用（オペレータ料金、通信費、消耗品費など）

※ 不明な点があれば、税務署又は税務課へお問い合わせください。

収支内訳書(農業所得用)の書き方

記入にあたって、収入と経費を分けていれば、難しくなく、自分で記入できます。

【収支内訳書①面の記入】

- ・住所氏名等を記入してください。
- ・収入金額、減価償却費は②面から転記してください。
- ・雇人費、小作料、専従者がある場合は、記入漏れのないよう注意してください。
- ・所得金額の算出は⑮－⑯＝⑰所得金額となります。

市・県民税申告書への転記について

内訳書の収入金額⑦を申告書「1収入金額等農業イ」に、内訳書の専従者控除⑯の内訳を申告書裏面の「11事業専従者に関する事項」欄に、内訳書の所得金額⑰を申告書「2所得金額農業②」に転記してください。

農産物などの期首期末について

販売していない農産物等を収穫時生産者販売額により記入します。ただし少額の場合や、通年ほぼ同額の場合は記入しなくてもかまいません。
前年⑥に記入があった場合は⑤に転記してください。

専従者控除について

専従者控除とは、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（15歳以上）で、原則として農業に6ヶ月以上従事した人（学生でない人）につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

- (1) 配偶者 860,000円
〃 以外の人 500,000円
- (2) ⑮の金額÷(事業専従者数+1)

肉用牛について特例の適用を受ける金額

肉用牛による農業所得の課税の特例を受ける場合、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」と家畜市場等の「売却証明書」を添付してください。

果樹・牛馬等の育成費用の計算について

未成熟の繁殖和牛、乳牛の飼料代など育成費用を算出して、①面の㉗にも記入してください。

令和 年分収支内訳書(農業所得用)

(あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載してください。)

住 所	南あわじ市 ○○△△△123-4	業種名	農 業	事務所所在地	
フリガナ氏 名	ミナミ 南 あわじ郎	農園名		氏 名	
		電 話 番 号	○○-1234	電 話 番 号	

令和 年 月 日提出

(自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収 入		経 費	
販 売 金 額 ①	1700000	修 繕 費 ①	50000
家事消費事業消費金額 ②	1200000	動力光熱費 ②	60000
雑 収 入 ③	1000000	作業用衣料費 ③	
小 計 ④ (①+②+③)	1920000	農業共済費金 ④	100000
農産物の期首 ⑤		荷造運賃手数料 ⑤	
農産物の期末 ⑥		土地改良費 ⑥	
計 ⑦ (④-⑤+⑥)	1920000	他 ⑦	
雇 人 費 ⑧	200000	の ⑧	
小作料・賃借料 ⑨		の ⑨	
減 価 償 却 費 ⑩	786500	の ⑩	
貸 倒 金 ⑪		の ⑪	
利子割引料 ⑫	30000	雑 費 ⑫	
租 税 公 課 ⑬	150000	農産物以外の期首 ⑬	
種 苗 費 ⑭	100000	農産物以外の期末 ⑭	
素 畜 費 ⑮		経費から引く(繁殖牛馬等の育成費用) ⑮	186000
他 肥 料 費 ⑯	400000	計 ⑰ (⑮+⑯)	995000
飼 料 費 ⑰		専従者控除 ⑱	330000
経 農 具 費 ⑱		所得金額 ⑲	594500
農 薬 費 ⑲	550000	所得金額 ⑲	594500
諸 材 料 費 ㉑		所得金額 ⑲	594500

○雇人費の内訳

氏名・住所または作業名	日数	現 金 物	合 計	源泉徴収税額
南あわじ市 △△△567-8 兵庫みどり	2	20,000	20,000	0
計		20,000	20,000	0

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料・賃借料等の別	面積・数量	文 払 額
		a.kg	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
南 太 郎 (30歳)	長男	12月
(歳)		
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数	1	2

①面

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積(飼育頭数)	販売金額	家事消費事業消費金額	農産物の期首	農産物の期末	農産物等の種類品名等	作付面積(飼育頭数)	販売金額	家事消費事業消費金額	農産物の期首	農産物の期末
水 稻	30	200,000	120,000	kg	kg	特殊施設					
玉 葱	30	1,000,000				小 計					
レタス	10	500,000				農産物計(①+②)	70	1,700,000	120,000		
計						畜産物その他					
小 計	70	1,700,000	120,000			小 計					
						合 計		① 1,700,000	② 120,000		

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等(繰延資産を含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	取得価額(償却保証額)	償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は定率	本年分の償却額(④×③×②)	本年分の普通償却費(④×③×②)	特 別 費	本年分の償却費合計(④+⑤)	事業専用割合	本年分の必要経費算入額(④×⑥)	未償却残高(期末残高)	摘 要
コンバイン	1	6.5	2,000,000	2,000,000	定額	7年	0.143	286,000			286,000	100%	286,000	1,523,333	
トラクター	1	3.6	3,500,000	3,500,000	定額	7	0.143	500,500			500,500	100	500,500	1,206,041	
計								786,500			786,500	⑧	786,500	2,729,374	

(注)平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ左欄のカッコ内に償却率(定率)を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	前年からの繰越額	本年中の種苗費、種付料、素畜費	本年中の肥料、農薬等の投下費用	小 計	育成中の果樹等から生じた収入金額	本年中に取得したもの(⑥+⑦-⑧)	本年中に成熟したもの(⑥+⑦-⑧)	翌年への繰越額(⑥+⑦-⑧)	⑥、⑦、⑧の欄の金額の計算方法
計					⑨					

②面

収支内訳書②面の記入

「収入金額の明細」の記入について

- ① 販売金額：農産物の品目と販売した金額
- ② 家事消費等：家族で農産物を消費したり親戚・知人等に贈答したもの(収穫した時点の販売価格で計算してください)
- ③ 雑収入：
 1. 国等から支給される助成金等
 2. 農協や市場など出荷先から支払われる出荷奨励金
 3. 農作物の収穫が減少したことにより収益の補償として受け取る共済金
 4. 市場価格が下落した時に、収益の補償として受け取る「野菜・鶏卵などの価格差補てん金」「肉子牛生産者補給金」
 5. 水稻農家が収益の補償として受け取る交付金
 6. 他の農家から受け取った農作業の受託料

減価償却費の計算について

購入金額が10万円以上の農業用建物、車輛、農機具については、資産ごとに決められた耐用年数に応じて減価償却を計算します。10万円未満は農具費となります。
また、10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で1/3ずつ必要経費に算入できます。

○減価償却の計算が変わりました

～償却可能限度額及び残存価格の廃止（平成19年度税制改正）～

【平成19年3月31日以前に取得した場合の償却方法（旧定額法）】

既に、必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額(取得価格の95%相当額)まで達している場合は、残りの5%(未償却残高)をその達した年分の翌年以降5年間で1円まで均等償却します。

(計算式)

償却可能限度額に達するまで

- ・償却額の額＝(取得価格×90%)×旧定額法の償却率
- 償却限度額に達した翌年以降は5年間で均等償却(最後に1円残す)
- ・償却額の額＝(取得価格－95%相当額)÷5(1～4年目)
- ・償却額の額＝{(取得価格－95%相当額)÷5}－1円(5年目)

【平成19年4月1日以後に取得した場合の償却方法（定額法）】

償却可能限度額(取得価格の95%相当額)及び残存価格が廃止され、「新たな償却の方法」により、減価償却費を計算することで、1円まで償却します。

(計算式)

償却費の額＝取得価格×定額法の償却率(最後に1円を残す)

～耐用年数の変更（平成20年度税制改正）～

減価償却資産の耐用年数等に関する省令改正により、機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。その結果、農業用の機械及び装置の耐用年数は全て7年に改正されました。具体的な耐用年数については、表紙裏をご覧ください。